

## <市内事業者も対象> 福岡県の宿泊施設向け補助金について

県が実施する「福岡県宿泊施設対応強化補助金」の補助対象に市内の風俗営業等許可施設を除く旅館、ホテル、簡易宿所も追加されましたので、お知らせいたします。

- ・市が実施している「宿泊施設の高付加価値化等支援事業」と併用可能
- ・コロナ対策に要した費用であれば、令和2年5月14日まで遡って対象

※市と県の支援を併用する際は、市からの支援額を差し引いた金額が県の補助対象額となります。

### 補助対象

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策を目的とした施設整備等
- (2) ワークーションスペースの整備

### 補助率

対象経費の1/2以内

1 施設あたりの 客室数	1 施設あたりの 上限額
50室以下	300万円
51室以上	500万円

### スケジュール

申請受付期間：令和3年6月28日～8月31日

補助対象期間：交付決定日～令和4年1月31日

※コロナ対策に要した費用に限り、令和2年5月14日まで遡って対象

### 申請方法

公募要領を確認の上、申請書類を作成し、メール又は郵送にて県の事務局へ提出  
 ※公募要領及び申請様式は下記ホームページよりダウンロード  
 (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shukuhaku-hojo-seireishi.html>)

Q. 「市」と「県」の補助事業の違いは？

A. 補助対象は概ね同じです。補助率は、「市が4/5」「県が1/2」となっています。

※上限額は客室数によって異なります。

なお、県の補助事業の特徴として、コロナ対策に要するものであれば、「消耗品も対象」、「令和2年5月14日まで遡って対象とできる」点があります。

### 市のお問い合わせ先

福岡市 宿泊施設 高付加価値化支援事務局（平日10時～17時）

《電話》092-286-7265 《メール》f-syukuhakushien@jtb.com

### 県のお問い合わせ先・申請先

福岡県 宿泊施設補助金事務局（平日9時～17時）

《電話》092-406-2464 《メール》fuku-hojo@acr.gr.jp

## 併用の具体例

※併用する場合は、一方の支援額を差し引いた金額が補助対象額となります。

【事例①】 客室数が50室で申請額が60万円の場合・・・支援額は**最大合計54万円**

- 福岡市へ先に申請し、福岡県の制度を更に利用する場合

市の支援金 $60万円 \times 4/5$ =48万円	県の補助金 $12万円 \times 1/2$ =6万円	事業者負担 6万円
60万円 - 48万円 = 12万円		

- 福岡県へ先に申請し、福岡市の制度を更に利用する場合

県の補助金 $60万円 \times 1/2$ =30万円	市の支援金 $30万円 \times 4/5$ =24万円	事業者負担 6万円
-------------------------------------	-------------------------------------	--------------

【事例②】 客室数が150室で申請額が100万円の場合・・・支援額は**最大合計90万円**

- 福岡市へ先に申請し、福岡県の制度を更に利用する場合

市の支援金 $100万円 \times 4/5$ =80万円	県の補助金 $20万円 \times 1/2$ =10万円	事業者負担 10万円
100万円 - 80万円 = 20万円		

- 福岡県へ先に申請し、福岡市の制度を更に利用する場合

県の補助金 $100万円 \times 1/2$ =50万円	市の支援金 $50万円 \times 4/5$ =40万円	事業者負担 10万円
--------------------------------------	-------------------------------------	---------------

## 〈参考〉福岡市－宿泊施設の高付加価値化等支援事業の概要

- 対象経費の4/5相当額
- 客室数に応じ1施設あたり最大150万円
- 1事業者あたり最大5施設申請可能

1施設あたりの客室数	1施設あたりの上限額
1室～30室	25万円
31室～100室	50万円
101室～200室	100万円
201室～	150万円

※ご不明な点は、事務局へお問い合わせください。